



島根県報

平成29年1月6日（金）

第2,866号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

換地計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出	（中 小 企 業 課）	2
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	2

【公 告】

使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦期間	（雇 用 政 策 課）	3
-----------------------	-------------	---

【選管規程】

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程		3
--	--	---

【選管告示】

島根県選挙管理委員会委員長の選任		3
不在者投票を行うことができる施設の指定		4

告 示**島根県告示第1号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条第1項の規定により、次の者から換地計画の認可の申請があり、同法第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により審査した結果これを適当と決定したので、同法第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該決定に異議がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して申し出ることができる。

平成29年1月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
浜田市	浜田二期地区	換地計画書の写し	告示の日から21日間	浜田市役所
浜田市	大津地区	換地計画書の写し	告示の日から21日間	浜田市役所

島根県告示第2号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成29年1月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルペン新松江店 島根県松江市菅田町16-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社アルペン 代表取締役 水野 敦之 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,639平方メートル

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成28年5月27日

2 届出年月日

平成28年12月21日

島根県告示第3号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年1月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
雲南市	平成24年度～27年度	30枚	1冊	里坊1	平成28年12月22日
雲南市	平成25年度～27年度	37枚	1冊	根波別所1	平成28年12月22日
雲南市	平成26年度～27年度	35枚	1冊	小河内2	平成28年12月22日

公 告

第45期島根県労働委員会委員は、平成29年4月27日をもって任期満了となるので、労働委員会委員の推薦方法（昭和35年島根県告示第562号）第3号アの規定により、使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦期間を次のとおり定める。

平成29年1月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

推薦期間 平成29年1月28日から同年3月28日まで

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年1月6日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第1号

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成6年島根県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4号様式その1備考4(2)中「15,300円」を「15,800円」に改める。

第5号様式備考4(2)ア中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同様式備考4(2)イ中「365,000円＋4円88銭」を「375,500円＋5円2銭」に改める。

第6号様式備考4(2)ア中「301,875円＋510円48銭」を「310,500円＋525円6銭」に改め、同様式備考4(2)イ中「557,115円＋26円73銭」を「573,030円＋27円50銭」に改める。

第7号様式（別紙）その2中「15,300円」を「15,800円」に改める。

第8号様式（別紙）備考1(1)中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同様式（別紙）備考1(2)中「365,000円＋4円88銭」を「375,500円＋5円2銭」に改める。

第9号様式（別紙）備考2(1)中「301,875円＋510円48銭」を「310,500円＋525円6銭」に改め、同様式（別紙）備考2(2)中「557,115円＋26円73銭」を「573,030円＋27円50銭」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第1号

平成28年12月26日開催した島根県選挙管理委員会において、次の者を島根県選挙管理委員会委員長に選任した。

平成29年1月6日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会委員長

松江市東朝日町125番地 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成29年1月6日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
特別養護老人ホームサテライトおやま	出雲市小山町456-1	平成28年12月20日